

## 変更事項別添付書類一覧表

屋外広告業者は、登録申請書記載事項（添付書類を含む。）に変更があったときは、30日以内に、屋外広告業登録事項変更届（様式第7号）に必要な書類を添付の上、その旨を届け出る必要があります。

変更事項によって、添付する書類が次のとおり定められているので注意してください。

変更事項	添付書類等
○商号、氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	<ul style="list-style-type: none"><li>登記事項証明書（法人の所在地、名称、代表者の氏名の変更）</li><li>住民票の抄本又はこれに代わる書面（個人の氏名、住所の変更）</li></ul>
○県内において営業を行う営業所の名称及び所在地（追加・削除を含む。）	<ul style="list-style-type: none"><li>登記事項証明書 (登記事項に変更のある場合に限る。)</li></ul>
○法人にあっては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）の氏名	<ul style="list-style-type: none"><li>登記事項証明書</li><li>誓約書（様式第6号の2）※法人代表者が誓約する。</li><li>住民票の抄本又はこれに代わる書面及び略歴書（様式第6号の3）※新たに就任した役員のみ</li></ul>
○未成年者にあっては、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人の場合は、商号又は名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地、並びにその役員の職名及び氏名）	<ul style="list-style-type: none"><li>誓約書（様式第6号の2）※屋外広告業者である未成年者本人が誓約する。</li><li>住民票の抄本又はこれに代わる書面</li><li>略歴書（様式第6号の3）</li></ul>
○営業所ごとに選任される業務主任者の氏名及び所属する営業所の名称	<ul style="list-style-type: none"><li>業務主任者が条例第29条第1項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面（屋外広告物講習会修了者証の写し等）</li><li>住民票の抄本又はこれに代わる書面</li></ul>

### ●届出先

770-8570 徳島市万代町1丁目1番地 県庁7F 北側  
徳島県県土整備部都市計画課 都市施設整備担当  
電話番号 088-621-2568